

気象警報発令時の対応について

和歌山県立田辺中学校

- 1 午前7時現在、田辺市田辺・上富田町・白浜町のいずれかに「暴風警報」が発令されているときは、自宅待機して登校しないこと。
また、田辺市田辺・上富田町・白浜町に「暴風警報」が発令されていないときでも、自宅の属する区域や市町村に「暴風警報」等が発令され、登校が困難と思われる場合は、学校または担任に連絡して無理に登校しないこと。
- 2 「暴風警報」が午前10時までに解除されない場合は、臨時休校とする。
- 3 「暴風警報」が午前10時までに解除された場合は、登校すること。
 - (1) 午前8時までに警報が解除されたときは、3限目より授業を行う。
(15分前から学活を実施)
 - (2) 午前10時までに警報が解除されたときは、5限目より授業を行う。
(15分前から学活を実施)
- 4 「津波警報（津波、大津波）」「特別警報」が和歌山県に発令された場合は、「暴風警報」発令時の対応と同じとする。
- 5 「暴風警報」「津波警報」「特別警報」以外の警報が発令されているときや、交通機関が不通となっているときなどで登校が困難と思われる場合は、その旨、学校または担任に連絡して無理に登校しないこと。
- 6 登校後における警報の発令への対応については、状況を踏まえながら下校、授業の継続等の判断をします。

和歌山県立田辺中学校

住所 〒646-0024 田辺市学園1番71号

tel (0739) 22-1921 (中学校直通)

tel (0739) 22-1880 (田辺高等学校事務室)